

地方公共団体コード						表番号	
1	2	3	0	0	0	7	6
							1

9 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

区 分		列 番 号	(1)
		行 番 号	数 量 ・ 件 数
		9	12 19
引 取 数 量 ①		0 1 0	1,997,597 ^(kl)
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		0 2 0	233,057 ^(kl)
差 引 ①-② ③		0 3 0	1,764,540 ^(kl)
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	0 4 0	17,137 ^(kl)
	元 売 業 者 0.3/100	0 5 0	152 ^(kl)
	計 ④	0 6 0	17,289 ^(kl)
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤		0 7 0	1,747,251 ^(kl)
申 告	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 1 4 4 の 2 ③)	0 8 0	^(kl)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0 9 0	^(kl)
納 付 等	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 1 4 4 の 2 ④)	1 0 0	20 ^(kl)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 1 0	^(kl)
の 分	炭 化 水 素 油 の 消 費 量 (法 1 4 4 の 2 ⑤)	1 2 0	^(kl)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 3 0	^(kl)
の 分	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量 (法 1 4 4 の 3 ① V)	1 4 0	^(kl)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 5 0	^(kl)
の 分	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 輸 入 量 (法 1 4 4 の 3 ① VI)	1 6 0	20 ^(kl)
	そ の 他	1 7 0	3,301 ^(kl)
の 分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 8 0	584 ^(kl)
	計 ⑥	1 9 0	3,341 ^(kl)
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 の 計 ⑦		2 0 0	584 ^(kl)
課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧		2 1 0	2,757 ^(kl)
合 計 ⑤+⑧		2 2 0	1,750,008 ^(kl)

区 分		列 番 号	(1)
		行 番 号	数 量 ・ 件 数
		9	12 16
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	2 3 0 ^(件) 1
		登 録 数	2 4 0 18
		事 務 所 等 の 数	2 5 0 40
特 約 業 者	本 店 の 数	2 6 0 203	
	登 録 数	2 7 0 351	
	事 務 所 等 の 数	2 8 0 1,075	
計	本 店 の 数	2 9 0 204	
	登 録 数	3 0 0 369	
	事 務 所 等 の 数	3 1 0 1,115	
仮 特 約 業 者	本 店 の 数	3 2 0 1	
	事 務 所 等 の 数	3 3 0 1	
そ の 他 の 者	本 店 の 数	3 4 0 0	
	事 務 所 等 の 数	3 5 0 0	

- (注) 1 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう(法144の14③)。
- 2 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)、元売業者の自己消費(法144の3①II)、免税軽油の譲渡(法144の3①III)、免税軽油の用途外使用(法144の3①IV)によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の22④)(法144の25⑤の準用含む)により課税された軽油の合計数量をいう。
- 3 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)及び元売業者の自己消費(法144の3①II)によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。

地方公共団体コード						表番号	
2	3	0	0	0	6	7	9
6	6	2					

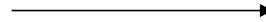
(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調



区 分	列 番 号	(1)	(2)	(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)		(9)		(10)	
				行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 数 等 ①	数 量 (k l) ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発						
							件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)			
9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61								
法 第 百 四 十 四 条 の 五	輸出	0 1 0	10	4,529	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外国船籍の船舶の船用品	0 2 0																	
	その他	0 3 0	10	4,529															
	課税済み	0 4 0	140	156,341															
	小計 ㉖	0 5 0	150	160,870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法 第 百 四 十 四 条	石油化学製品製造業	0 6 0	1	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エチレン等の原料の用途	0 7 0	1	96															
	ポリプロピレンの製造工程等	0 8 0																	
一 法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 項	船舶	0 9 0	1,628	31,022	23	6,240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁船	1 0 0	857	20,095	3	116													
	自衛隊	1 1 0																	
	海上保安庁	1 2 0	3	546															
	その他	1 3 0	768	10,381	20	6,124													

地方公共団体コード						表番号	
2	3	0	0	0	6	7	9
6	6	2					

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)



区 分	列 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)			
	行 番 号	免 税 軽 油 使用 者 数 等 ①	数 量 (k l) ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発				
				件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)			
		9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61	
法 則 第 十 二 条 の 二 第 七 項	第二号 自衛隊（機械等）	1 4 0	2	28										
	第三号 関係	鉄道事業	1 5 0	9	9,578									
		軌道事業	1 6 0											
		専用の鉄道を設置する者	1 7 0	3	1,783									
		専用側線において車両の入換作業を営む者	1 8 0	1	7									
	第四号	農業等	1 9 0	1,060	2,510	3	8	0	0	0	0	0	0	0
		国	2 0 0											
		地方公共団体	2 1 0	9	49									
		委託を受けて農作業を行う者	2 2 0	2	54									
		農地の造成又は改良を主たる業務とする者	2 3 0											
その他		2 4 0	1,049	2,407	3	8								
林業等		2 5 0	10	274	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国		2 6 0												
第一号	地方公共団体	2 7 0												
	素材生産業を営む者	2 8 0	10	274										
	その他	2 9 0												

地方公共団体コード						表番号	
2	3	0	0	0	6	7	9
6	6	2					

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)



区	分	列番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
		行番号	免税軽油 使用者数等 ①	数量 (k l) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発		
					件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	
9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61		
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号 開 係	セメント製品製造業(生コンクリート 製造業を除く)	3 0 0	30	1,053	5	5						
		生コンクリート製造業	3 1 0										
		鉱物の採掘事業	3 2 0	73	10,662								
		とび・土工事業	3 3 0	53	3,551	4	151						
		鉱さい・バラス製造業	3 4 0	4	1,759								
		港湾運送業	3 5 0	53	8,360								
		倉庫業	3 6 0	35	496								
貨物利用運送事業	3 7 0	2	7										

地方公共団体コード						表番号		
2	3	0	0	0	6	7	6	2

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)



区	分	列番号		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		行番号	免 税 軽 油 使用者数等	数 量 (k l)	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発		
					件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	
9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61		
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号 開 係	鉄道貨物積卸業	3 8 0	1	123								
		航空運送サービス業	3 9 0	11	399	1	2						
		廃棄物処理事業	4 0 0	10	117	1	10	0	0	0	0	0	0
		地方公共団体	4 1 0	5	72								
		地方公共団体の長の許可等を受けた者	4 2 0	5	45	1	10						
		国土交通大臣の許可を受けた者	4 3 0										
		木材加工業	4 4 0	26	276	1	3						
		木材市場業	4 5 0	16	72	2	4						
		パーク堆肥製造業	4 6 0	1	10								
		索道事業	4 7 0	1	4								
廃改令 た 止 正 和 も と に 2 な よ 年 の つ り 度		4 8 0											
		小計 (B)	4 9 0	3,030	72,187	40	6,423	0	0	0	0	0	0
		法附則第十二条の二の七第五項関係 (C)	5 0 0										
		法附則第十二条の二の七第六項関係 (D)	5 1 0										
		アメリカ合衆国軍隊関係 (E)	5 2 0										
		外国公館等の暖房用ボイラー関係 (F)	5 3 0										
		合計 (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F)	5 4 0	3,180	233,057	40	6,423	0	0	0	0	0	0